

—平和で静かな空を—

厚木原告団ニュース

2024年9月20日 第38号
第五次厚木基地爆音訴訟団
〒242-0028 大和市桜森3-5-3-1F
☎046-200-5332 Fax046-261-5615
ホームページ <http://bakuon.org/>

判決日決定! 11月20日(水)

(関守麻紀子弁護士寄稿)

判決言い渡しの日が、11月20日14時30分と指定されました。地裁での審理が結審したのが今年の11月1日ですから、判決まで1年かかったということになります。ここまで時間を要したのには、本件が8000人を超える原告からなる大規模訴訟であることに加えて、厚木基地所属の米軍ジェット機部隊が岩国基地へ移転し、騒音の状況が変化したという、基地騒音訴訟の歴史上初めての状況が生じたことによると思われます。

私たち訴訟団とは別のグループが、同時期に同じ訴訟を提起して、私たちの裁判と同じ裁判官が審理していることも影響しているかもしれません。

私たちは、この訴訟で、ジェット機部隊が岩国基地へ移駐した後も、軍用機騒音は続いており、それは基地周辺に住む人々が



黙って我慢すべき水準を超えていること、飛行差止めと騒音被害に対する損害賠償請求が認められるべきことを、最大の争点に据えて、主張、立証に力を尽くしてきました。また、米軍機に対する飛行差止めが認められるべき法的根拠についても、4次訴訟以上に力を入れて主張、立証しました。

これらの点を裁判所がどう判断するか、判決に期待したいと思います。

*

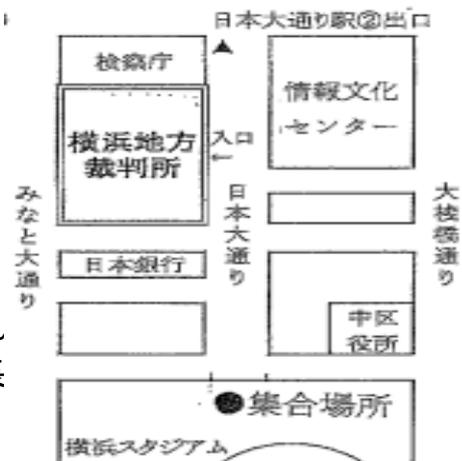
判決後は控訴審（東京高等裁判所での審理）の準備に取り掛かることとなります。原告、被告のいずれか、あるいは双方が、判決に不服があるとして控訴すれば、裁判は控訴審に続きます。これまで、厚木基地訴訟も、他の基地訴訟も、控訴審まで進まなかった例はありません。

控訴審になると、また改めて、原告のみなさんにご協力いただかなければならない事項も生じてきます。ご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

判決に参加しよう

判決日 11月20日(水) 横浜地方裁判所
集合 13時20分 横浜公園裁判所側出入口
裁判開始 14時30分 101号法廷
報告集会 横浜情報文化センター 6F ホール

傍聴者多数の場合は抽選となりますが、抽選に外れ方は裁判所前待機となります。傍聴希望の方は支部長または原告団事務所までお申し込み下さい。



判決に望む原告の声

原告の皆さんもさまざまな思いで判決を待ち望んでいることと思います。判決に望む声を3人の原告の方に寄せていただきました。

騒音なくなれば税金も有効に使える

藤沢支部 市丸佳世子

私の住まいは390世帯の団地で、現在防音工事の準備をしているところです。

工事に先立って南関東防衛局から「工事内容及び経費配分書」が届きました。我が家の経費負担の総額は4,576,500円とありました。その金額にまず驚きました。

すべて税金が使われるということで、この防音工事の総額はどれくらいなのだろうと南関東防衛局住宅防音課に電話で尋ねたところ、厚木基地関係でいうと令和5年度は「94億円」だそうです。おりしも能登半島の地震の復興再建がなかなか進んでいないというニュースを聞くにつけ、騒音が無くなればこの税金は他のところに回せるのにと単純に考えてしまいました。

国民全体に有効に使うために裁判に勝利したいと切に願っています

横浜地裁判決への期待

綾瀬支部 杉浦道雄

私が厚木基地爆音訴訟団に加入したのは第五次からなので、今回の判決が初めての経験になります。そして、第五次の訴訟が空母艦載機の岩国基地移駐という事態後の初めての判決ということで、果たして被告の国側の「移駐に伴って騒音被害は著しく減少した」という主張をどこまで覆せるのか、新たな騒音評価の考え方がどこまで認められるのかについて、期待と共に不安も感じています。

それともう一つ注目しているのが、飛行差し止め要求に対する「第三者行為論」です。「米軍に対しては日本の国の支配が及ばない。だから裁判を起こしても無駄」というのは、国家の主権を放棄していること

にほかなりません。

「米国・米軍は日本の支配の及ばない第三者ではない」という判決が出ることで、その判決が日米地位協定の見直しにつながることを期待します。

美しい空を求めて

相模原支部 亀井君枝

故郷の小径を歩いていてふっと見上げると、真っ青な上空遥か彼方に二本の線が伸びていく…よく見ると前方にゴマ粒の点…ああ、飛行機。音は全くしない。「美しい空だ!」同じ日本の空でなんという違い…。人の生きる世界(環境)がどうあればよいのか、つくづく感じ入る瞬間であった。

田村横浜国大名誉教授の証言が出た時、わたくしは漠然と感じていた思いが「これだ!」とはっきり意識できた。リアルな情報を得続けることが大切であり、モチベーションに繋がるとのとの話しを聞く。

最近も頻繁に起きている自衛隊機、オスプレイの事故、耐えることない爆音被害、新たなPFASの汚染など不安と怒りが増すばかりである。今も続く基地周辺の爆音被害を私たちは50年訴え続けている。

判決を迎えている今、これ以上の受忍はできないことを証言者の切実な言葉を、裁判長はしっかりと真摯に受け止め判決を下してほしい。静かな空、美しい空を後世にしっかりと残していこう。

編集後記

3月13日の第37号発行以来、ニュースの発行を控えておりました。これは地裁判決日の告知を待っていたためです。これほど判決日の告知が遅くなるとは予測できず、発行が遅れましたことをお詫び申し上げます。

軍用機騒音の評価はどうあるべきか？

～航空機騒音環境基準改正後の評価方法を考える～

軍用機の爆音は同じ音量でも、なぜ鉄道や道路騒音などと比べてもうるさく感じるのか？この疑問に答えるシンポジウムが7月13日に横浜情報文化センターで開かれました。

講師は日本の交通騒音の代表的な曝露量と住民反応について、40年以上データを集積した神奈川県環境科学センターの横島潤紀さんと、そのデータをもとに軍用機騒音の公正な評価方法を確立した田村明弘横浜国立大学名誉教授でした。

米軍の空母艦載機が2018年に山口県岩国基地に移駐し、国はこれをとらえて厚木基地は静かになったといっています。

私たちは大きな爆音は減ったものの、騒音回数は減っていない、うるさは減っていないと感じています。このギャップを解明したのが、田村横浜国大教授の「軍用機騒音の公正な評価方法の提案」です。同じ音量でもうるささを感じる騒音源により住民反応は異なるという田村教授の「提案」では艦載機が岩国に移駐しても、コンターは現在とほとんど変わりません。

これなら日常普段の航空機騒音の住民反応とマッチします。

シンポジウムに五次原告や全国の原告



講演する田村横浜国大名誉教授

団・弁護団約150名が集まりました。田村理論は今後の騒音訴訟を左右する理論ですので、各地の基地訴訟団にとっても大きな関心事となっています。

大変貴重なシンポジウムでした。

新田原訴訟が一步前進 防音工事減額が一律10%に

新田原爆音訴訟の控訴審判決が8月2日に下されました。新田原基地はジェット戦闘機F15が配備されており、教育訓練部隊がパイロットの養成を行っています。このためその爆音もすさまじいものがあります。8月2日の控訴審判決では、爆音被害は認められましたが、飛行差し止めは残念ながら認められませんでした。しかし、国が独自で作ったコンターにより地裁では賠償金が認められなかった原告が高裁では告示コンターどおり復活しました。また、防音工事による賠償額の減額が一律10%になり、最大30%あったも



のが改善されるなど、一定の成果を上げました。

厚木では部屋数によって最大30%が減額されています。今度の厚木判決では新田原と同様の判決が求められます。

8月31日に大和市やまと公園で雨模様の中、「第五次厚木基地爆音訴訟勝利! 飛行差し止め判決を!8.31 神奈川集会」が参加者150名を集めて開かれました。

福田護神奈川平和運動センター代表挨拶

去る7月13日、横浜で「軍用機騒音シンポジウム」を行いました。田村明弘横浜国大名誉教授が軍用機は他の交通騒音に比べ突出してうるさい。住民の反応はそのことを示している。だからそれに合った軍用機騒音の評価の仕方を見直すべきだという話を展開されました。この田村理論を裁判所に認めさせる。これが防衛書・国を動かしていく。そうした構造を作っていくことが、この裁判にとって大変重要であると思います。

日本の死の商人化は許せない

防衛省の概算要求が8兆円を超えました。5年間で43兆円の軍事費を使う。これは2022年12月の「安保3文書」で打ち出されたものですが、防衛力の抜本的強化、敵基地攻撃能力の保



有だけでなく、各分野にわたって日本の軍事国家化が推し進められています。

例えば武器輸出。日本製のパトリオットミサイルをアメリカに輸出する、殺傷兵器を日本が外国に売る、まさに日本は死の商人になりつつあります。自らも敵基地攻撃能力を使って戦う、そのため南西諸島で米軍と自衛隊が共同して軍隊を強化しています。これを何とか跳ね返す運動の主体を作っていく必要がある。

厚木基地訴訟はその一つの基軸としてこれからも闘い続けていく必要があると思います。

(文責 宣伝部)

危険! 海老名市杜家の田んぼに米軍ヘリ不時着

8月3日(土)10時50分頃に米海軍ヘリが1機、海老名市杜家の田んぼに不時着しました。厚木基地を離陸し、普天間基地へ向かう途中だったと思われます。

飛行中に警告ランプが点灯したということで緊急着陸となりましたが、その後厚木に戻りました。

このヘリはMH53Eヘリ(乗員11名)で、青森県陸奥湾で行われていた日米共同訓練(機雷戦)に参加していたもので、厚木を中継地点として使用されていました。

(神奈川県議・相原しほ議員撮影)

